

亀山市告示第98号

亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、亀山市老人クラブ連合会(以下「連合会」という。)及び連合会に加盟する老人クラブ(以下「単位クラブ」という。)の活動に要する費用の一部を助成することにより、地域を豊かにする活動の活性化を図り、高齢者が地域においてボランティア活動等の社会貢献活動に積極的に参加し、健康で生きがいのある生活を送ることができるようソーシャルキャピタルの向上に資することを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 この告示により交付する助成金の名称は、老人クラブ事業助成金(以下「助成金」という。)という。

(助成対象等)

第3条 助成金の交付対象は、連合会及び当該年度において次の各号に掲げる要件を満たす単位クラブとする。

(1) 原則として会員の年齢が60歳以上であること。ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

(2) 会員の数がおおむね10人以上であること。

(3) 会費を徴収していること。

2 前項第2号の会員の数は、当該年度の4月1日(当該年度途中に連合会に加盟した単位クラブにあっては、当該加盟の日)において連合会に登録された会員の数とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に定める区分に応じ、同表中欄に定める基準額と同表右欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額と、総事業費から寄附金の額その他市長が認めたる収入額を控除して得た額と比較していずれか少ない額とする。

区分	基準額	対象経費
連合会	会員の数に300円を乗じて得た額に活動促進事業以外の事業で三重県知事が必要と認めた額を加えた額	老人クラブ活動等事業実施要綱（平成21年6月15日老発第0615001号）に基づく活動促進事業、健康づくり・介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化・活動支援事業及び市町村老連活動支援体制強化事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
単位クラブ	会員の数に300円を乗じて得た額に1万円及び重点配分事業分として三重県知事が必要と認めた額を加えた額	高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

2 当該年度の途中において連合会に加盟し、又は連合会から脱退した単位クラブの助成金は、月割で交付するものとする。この場合において、加盟し、又は脱退した日の属する月は、助成金の対象となる月数に算入するものとする。

3 第1項の表に掲げる対象経費は、公益的なものに限る。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀山市老人クラブ事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査した上で、その可否を決定し、亀山市老人クラブ事業助成金交付（不

交付) 決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第7条 前条の規定により助成金を交付する旨の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、助成金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から4月31日までの間に、亀山市老人クラブ事業実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、その実績を報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、亀山市老人クラブ事業助成金交付確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により助成金の確定の通知を受けた交付決定者は、市長に助成金を請求するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段によりこの告示による助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類の保管)

第11条 交付決定者は、助成事業にかかる収入及び支出の状況を明確にしておくとともに、関係帳簿及び書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

亀山市老人クラブ事業助成金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 団体名
代表者住所
代表者職氏名 ⑩
代表者電話番号

年度亀山市老人クラブ事業助成金を交付されたく、亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 交付申請額 _____円

2 交付申請額の内訳

(1) 単位クラブ

ア) 基本分 _____円

イ) 重点配分事業分 _____円

(2) 連合会

ア) 活動促進事業分 会員数 _____人 × 300円 = _____円

イ) 活動促進事業以外の事業分 _____円

3 必要書類

(1) 会員の数がわかるもの（連合会のみ）

(2) 事業の計画がわかるもの

様式第2号（第6条関係）

亀山市老人クラブ事業助成金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

亀山市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度亀山市老人クラブ事業助成金について、次のとおり交付（不交付）とすることを決定したので、亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付決定額 _____円

2 交付決定額の内訳

（1）単位クラブ

ア）基本分 _____円

イ）重点配分事業分 _____円

（2）連合会

ア）活動促進事業分 _____円

イ）活動促進事業以外の事業分 _____円

3 不交付の理由

様式第3号（第7条関係）

亀山市老人クラブ事業実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

交付決定者 団体名
代表者住所
代表者職氏名 ⑩
代表者電話番号

年 月 日付けで交付を受けた 年度亀山市老人クラブ事業が完了したので、亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて実績報告します。

1 交付決定額 _____円

2 交付決定額の内訳

(1) 単位クラブ

ア) 基本分 _____円

イ) 重点配分事業分 _____円

(2) 連合会

ア) 活動促進事業分 _____円

イ) 活動促進事業以外の事業分 _____円

3 必要書類

(1) 事業の成果がわかるもの

(2) 助成対象経費に係る領収書（原本）その他支出したことがわかるもの

様式第4号（第8条関係）

亀山市老人クラブ事業助成金交付確定通知書

第 号
年 月 日

（交付決定者）

様

亀山市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年
度亀山市老人クラブ事業助成金の額は、 年 月 日付け亀
山市老人クラブ事業実績報告書に基づき、次のとおり確定すること
を決定したので、亀山市老人クラブ事業助成金交付要綱第8条の規
定により通知します。

1 交付確定額 _____円

2 交付確定額の内訳

（1）単位クラブ

ア）基本分 _____円

イ）重点配分事業分 _____円

（2）連合会

ア）活動促進事業分 _____円

イ）活動促進事業以外の事業分 _____円